都民体育大会実施要項

１　開催の基本方針

（１）都民体育大会（以下「大会」という。）は、区市町村の対抗方式で行う。〔開催基準要綱６（３）〕

（２）大会の開催は夏季（７～８月）、冬季（１２～３月）、春季（５～６月）の各季に分けて順に行う。

（３）大会本部は、公益財団法人東京都体育協会におく。〔開催基準要綱６（２）〕

（４）参加料は１名につき５００円徴収する。

２　大会参加者

大会の参加選手は、次に掲げる資格を有する者とする。

（１）東京都民（東京都内に住民票を有する者）であり、当該区市町村を代表する者で、次のア、イのいずれかの資格を有する者とする。

ア　当該区市町村にその年の４月１日（ただし、夏季大会は８月１日、冬季大会は前年の１２月３１日）以前より在住している者（住民票を有する者）

イ　当該区市町村に所在する職場に勤務している者で、その年の５月１日（ただし、夏季大会は８月１日、冬季大会は前年の１２月３１日）までに当該区市町村の体育協会等に加盟する競技団体の登録者

（２）次の項目に該当する者は参加を制限する。

ア　小学生、中学生、高校生、高等専門学校及び体育、スポーツ団体に登録している学生（大学生）は参加できない。ただし、馬術競技については、体育、スポーツ団体に登録している学生（大学生）の参加を認める。詳細については、馬術競技要項で定める。

イ　同季大会の一つの競技に参加した者は、他の競技に参加できない。ただし、陸上競技と駅伝競技にあってはこの限りでない。

（３）健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。

（４）スポーツ傷害保険等に加入していること。

（５）各競技の特殊性から、各競技団体は前記以外にも主催者と協議の上、制限を加えることができる。

３　大会の規模

（１）大会で実施する競技は、次のとおりとする。

ア　夏季大会	水泳競技（男・女）	ゴルフ競技（男・女）
イ　冬季競技	スキー競技（男・女）	駅伝競技（男）
ウ　春季競技	陸上競技（男・女）	サッカー競技（男）
	テニス競技（男・女）	バレーボール競技（男・女）
	バスケットボール競技（男・女）	ソフトテニス競技（男・女）
	卓球競技（男・女）	軟式野球競技（男）
	馬術競技（男）	フェンシング競技（男・女）
	バドミントン競技（男・女）	弓道競技（男・女）
	ソフトボール競技（男・女）	柔道競技（男・女）
	クレー射撃競技（男）	ライフル射撃競技（男）

剣　道　競　技（男）	アーチェリー 競技（男・女）
空　手　道　競 技（男）	な ぎ な た 競 技（女）
ボウリング 競　技（男）	ハンドボール競 技（男）
自　転　車　競 技（男）	銃　剣　道　競 技（男）
ローラースケート競技（男）	ゲートボール競 技（男・女）
ダンススポーツ競技（混）	少林寺 拳法 競 技（男・女）

（２）正式競技と公開競技とに分ける。

ア　正式競技

男子の正式競技は、参加地区数が前回２５地区以上の競技とする。ただし、水泳、陸上、駅伝の競技は地区数にかかわらず正式競技とする。

女子の正式競技も同様とする。

※正式競技には別表基準により競技得点を与える。

イ　公開競技

男子の公開競技は、参加地区数が前回１５地区以上の競技で、大会６か月前までに主催者に申し出のあった競技とする。

女子の公開競技も同様とする。

（３）上記実施競技以外で公開競技を実施したい競技は、大会１０か月前までに主催者に申し出て、体育大会委員会において決定する。

4　競技の実施要項

（１）各種競技団体は、大会実施３か月前に競技要項を作成し、大会本部に提出する。

（２）競技要項に記載する内容は、次のとおりとする。

ア　競技名	イ　日　時	ウ　会　場
エ　種　別	オ　競技上の規定及び方法	カ　参加資格
キ　参加人員	ク　順位決定方法	ケ　表　彰
コ　申込期限及び方法	サ　監督会議	シ　参加上の注意
ス　その他		

5　参加申込み

大会２か月前までに各区市町村に送付される実施要項に基づいて、下記により申込む。

（１）各区市町村は所定の用紙により、区市町村長又は区市町村教育委員会教育長並びに地区体育協会等の会長等の連署をもって２通作成し、大会会長（大会本部）あて送付する。

（２）申込期限は、大会実施の２０日前を原則とする。

（３）監督会議に欠席した区市町村（島しょを除く。）は、本大会に参加できない。

6　選手団の編成

選手団の編成は、役員（団長、副団長、総監督、総務）及び選手とし、役員の人数は、夏季、冬季大会は各５名以内、春季大会は２０名以内とする。

上記役員のほか、各季大会とも５名以内の顧問を設けることができる。

7　表　彰

（１）夏季、冬季及び春季の三季を通して実施した全正式競技の男子総合成績第１位の区市町村に高松宮殿下杯を、同じく女子総合成績第１位の区市町村に高松宮妃殿下杯を授与する。

（２）夏季、冬季及び春季の三季を通して実施した全正式競技の男子総合成績及び女子総合成績の第１位から第８位の区市町村にそれぞれ表彰状を授与する。

（３）各正式競技（男女別）の成績第１位の区市町村に、優勝旗を授与する。
（４）各競技（種別を含む。）の成績第１位から第３位までの区市町村に、それぞれ表彰状を授与する。
（５）男女総合得点は、次の基準による。
ア　競技得点は、下表のとおりとする。

順　位	１　位	２　位	３　位	４　位	５　位	６　位	７　位	８　位
得　点	１２	９	８	７	６	５	４	３

イ　参加得点は、各競技ごとの出場地区に１点を与える。ただし、不正行為があった場合は、その競技の競技得点、参加得点は与えない。さらに、次年度の本大会への参加を認めないこととする。
（６）総合優勝（男女別）の区市町村に次回春季大会開会式においてレプリカを授与する。
（７）日本記録、世界記録を更新した者に賞状と記念品を贈る。
（８）各競技団体は、独自で優勝旗を授与することはできない。
８　大会参加章
大会に参加した役員（顧問を含む。）、競技役員、監督及び選手に参加章を与える。
９　大会の式典
（１）開会式、閉会式は春季大会ごとに行い、全選手団が参加することを原則とする。
（２）式典の順序、方法は別に定める。
１０　その他
参加人員、プログラム、大会役員、表彰状及び賞状の様式、島しょ大会等については別に定める。

附　則

1　昭和５２年１２月１日改訂
2　昭和５５年４月１日改訂
3　平成４年１月１４日改訂
4　平成８年２月２６日改訂
5　平成１１年４月１日改訂
6　平成１２年２月２４日改訂
7　平成１４年６月１日改訂
8　この要項は、平成２４年４月１日（公益財団法人東京都体育協会の設立登記の日）から施行する。
9　平成２７年１２月１７日改訂

水泳競技会に係る都民体育大会実施要項の運用について

第 71 回都民体育大会（区市町村対抗）夏季大会の実施に当たり、水泳競技会の実施日が平成 29 年 7 月 30 日のため、同大会実施要項の定めと異なる運用が必要となることから、下記のとおり取り扱うこととする

記

1　大会参加選手有資格者の基準日

下表のとおり読み替えることとする。

現行規定	都民体育大会実施要項（抜粋） ２　大会参加者 大会の参加選手は、次に掲げる資格を有する者とする。 (1)　東京都民（東京都内に住民票を有する者）であり、当該区市町村を代表する者で、次のア、イのいずれかの資格を有する者とする。 ア　当該区市町村にその年の４月１日（ただし、夏季大会は８月１日、冬季大会は前年の１２月３１日）以前より在住している者（住民票を有する者） イ　当該区市町村に所在する職場に勤務している者で、その年の５月１日（ただし、夏季大会は８月１日、冬季大会は前年の１２月３１日）までに当該区市町村の体育協会等に加盟する競技団体の登録者
運用上の取扱い	都民体育大会実施要項（抜粋） ２　大会参加者 大会の参加選手は、次に掲げる資格を有する者とする。 (1)　東京都民（東京都内に住民票を有する者）であり、当該区市町村を代表する者で、次のア、イのいずれかの資格を有する者とする。 ア　当該区市町村にその年の４月１日（ただし、夏季大会は７月１日、冬季大会は前年の１２月３１日）以前より在住している者（住民票を有する者） イ　当該区市町村に所在する職場に勤務している者で、その年の５月１日（ただし、夏季大会は７月１日、冬季大会は前年の１２月３１日）までに当該区市町村の体育協会等に加盟する競技団体の登録者

2　理由

水泳競技会の実施日が、同大会実施要項に定める夏季大会参加選手有資格者の基準日よりも前日であるため。